平成２３年（フ）第６５６号
川崎市川崎区観音２丁目４番12号
債務者　加瀬　京子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５３号
川崎市多摩区生田３丁目16番３―503号　市営住宅
債務者　佐藤　富雄
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
横浜市磯子区中原１丁目８番１―615号
債務者　加藤　好美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１号
横浜市中区初音町２丁目37番地２　相澤アパート102号室
債務者　青木　久利
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４６号
横浜市中区山元町１丁目16番地　トマトハウス102号室
債務者　阿部敬子こと　金　　敬子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９号
大阪市住吉区我孫子西２―11―２　セルヴィス泉204、住民票上の住所大阪府交野市星田北５丁目14番９号
債務者　乾　　真
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９８号
大阪府門真市大字三ツ島1238番地の11
債務者　渡部　祐司
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３３９号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷536番地の２
破産者　水出興業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６０３号
群馬県高崎市箕郷町上芝846―１　ビレッジ川浦202号茂木秀隆方、住民票上の住所群馬県渋川市北橘町真壁1193番地２
破産者　楯　千代子
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８号
千葉県木更津市東中央２丁目12番２―303号
破産者　岩本　和子
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第７７９１号
神奈川県川崎市多摩区登戸21302―1706、開始決定時の住所東京都世田谷区桜丘５丁目38―１―308
破産者　生田目悟史
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２６号
大阪府枚方市三栗２丁目16―４、開始決定時の住所大阪府枚方市東牧野町17―１
破産者　立小川俊子
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１７９号
東京都北区田端新町１丁目４―５　岩崎アパート１階、開始決定時の住所埼玉県秩父市上町２丁目４―13
破産者　小川　秀子
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００５５号
東京都足立区本木２丁目16―３―206
破産者　高柳　直子
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８号
岩手県奥州市江刺区川原町６番19号
破産者　株式会社菊幸
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第２９号
岩手県奥州市江刺区中町６番９号
破産者　有限会社岩谷堂木工工作所
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２０年（フ）第６２２号
香川県高松市川島本町317番地４
破産者　有限会社多田建具店
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係